

東京都環境局
令和3年2月

都内のLPガス事故について

都内のLPガス事故について（2020年）

○令和2年（2020年）の東京都内LPガス事故（速報であり確定でない）

1	令和元年12月 分類：盗難	ガスが点火しないため、消費者が確認に行った所、20kg×2本がなくなっていた。 警察と販売店が現場確認したところ、ホース切断等、設備を損傷することなく、チェーンやネジ等がきちんと外された上で、容器が持ち去られており、ガス漏えいした形跡はなかった。
2	令和2年3月 分類：漏えい （配管腐食）	定期点検時に、業務用厨房機器の下の露出配管の腐食部分から漏えいを確認。水がかかる場所であった。配管を引き直し、防水・防腐仕様に変更。
3	令和2年5月 分類：漏えい （配管切断）	建替現場改良工事（基礎杭打ち）時に、掘削用の印の穴をあけるために、鉄釘を打ち込んだ際、誤ってガス管に刺してしまった。土木作業員が気づき、速やかに通報、対応した。

都内のLPガス事故について

4	令和2年6月 分類：漏えい (配管腐食)	ガスが点火しないため、消費者から保安先に連絡。消費側の埋設部で漏えい。腐食によるとみられる。露出配管へ変更した。
5	令和2年8月 分類：漏えい (配管腐食)	飲食店でガス漏れ警報器が作動した。消費側の配管で腐食個所を確認（コック部）。部品を交換し配管を引き直した。
6	令和2年8月 分類：漏えい (配管腐食)	集合住宅に設置されているバルク貯槽。機器や配管を収納するケース（プロテクター）の内のガスセンサーがガス漏れを検知。パテ埋めしている箇所から漏れを発見。腐食により亀裂が生じているのを発見。配管を引き直した。
7	令和2年8月 分類：漏えい (調整器内部の腐食)	容器から音がするため、消費者から消防署に通報。調整器（使用期限内）に水が入り、調整器内部が腐食していた。調整器に水が入った経路は不明。

都内のLPガス事故について

8	令和2年11月 分類：爆発 （ふろがま部品の経年劣化）	供給開始時点検において、ガス事業者が、ふろがまの点火操作中、小爆発が発生。種火が着火せず、連続して点火操作を行ったため、未燃ガスがたまり、着火した際に爆発したとみられる。ノズルのつまりとパイロットバーナーの経年劣化が確認された。
9	令和2年12月 分類：爆発 （ふろがまの点火異常）	消費者が通常通り風呂の準備をしたところ、種火を着けた際に小爆発が発生した。周囲にガス漏れはなかった。事故の原因となった部品については、調査中。
10	令和2年12月 分類：漏えい （白管の腐食）	容器交換時点検の際、メーターにB表示が出たため調査した所、白管の露出部分のネジ部から漏えいを確認。埋設部も含め、配管を引き直した。

都内のLPガス事故について

11	令和2年12月 分類：漏えい (部品の劣化)	近隣の住人からガス臭がするとの通報あり。検知部メーターユニオンからの漏出を発見。検知部メーターパッキンの老朽に伴う漏えいとみられる。
12	令和2年12月 分類：漏えい (自主回収品の調整器を使用)	近隣の住人からガス臭がするとの通報あり。自動切換え調整器の切り替えレバー部より微量のガス漏出。この調整器が2010年頃の自主回収品であったことが判明。
13	令和2年12月 分類：漏えい (部品の汚れ)	近隣の住人からガス臭がするとの通報あり。調整器からガスメーター入口までの間の検圧プラグから漏出。検圧プラグのボール弁部分にホコリ等がたまったものとみられる。

- 負傷者を伴う事故はありませんでした。
- 腐食・劣化・老朽化に伴うもの → よく点検をお願いします
- 自主回収品による事故が発生 → 確認をお願いします

都内のLPガス事故について

事務連絡

令和3年1月4日

一般社団法人東京都LPガス協会 様

東京都環境局
環境改善部環境保安課長

液化石油ガス用小型自動切替式調整器のガス微小
漏えい発生の可能性等について（注意喚起）

日頃から、東京都の高圧ガス保安行政に御協力をいただき誠にありがとうございます。
標記の件については、別添のとおり、経済産業省が注意喚起し、ガス機器製造事業者であるI・T・O株式会社が当該の調整器（型番：AXS-8B及びTAXS-8B）の回収を行っているところですが、令和2年12月5日、八王子市内において、当該製品が原因と思われるガス漏えい事故が発生いたしました。

同社の報告書によると、平成30年8月末現在、当該製品の東京都内における回収率は93.5%となっておりますが、残り1,034台が未回収となっております。

つきましては、貴協会傘下の液化石油ガス販売事業者に対し、本件について、再度周知し、当該製品の早期交換に努め、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における技術上の基準（施行規則第18条第20号イ）に不適合とならないよう注意喚起いたします。

さらに、上記以外のリコール対象品等への対応についても、令和2年3月31日付20200323保局第1号「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」第2の3（2）⑥にあるとおり、経済産業省のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、ガス機器製造事業者に対して情報提供などの協力を努めるとともに、液化石油ガス販売事業者等は、リコール製品への対応を図る観点からガス機器製造事業者と連携を図るよう、お願い申し上げます。

また、事故が発生した場合、都に対し、速やかに御報告をいただくよう、お願いしているところですが、事故発生から第一報までに時間がかかっているケースが散見されます。

つきましては、事故が発生した際は速やかに遅滞なく御報告いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。なお、東京都区部での発生の場合は環境改善部環境保安課宛て、多摩地域での発生の場合は多摩環境事務所管理課宛て、御報告願います。

令和2年12月、メーカーの自主回収品（不具合品）によると疑われる漏えい事故が発生しました。
令和3年1月、東京都LPガス協会様宛に、注意喚起文を发出了しました。

今回対象となった調整器をはじめとして、過去に注意喚起のあった器具について、改めて確認をお願いします。

都内のLPガス事故について



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

リコール情報

このページでは、なんらかの欠陥・不具合・事故の発生などにより安全上の問題が生じる可能性がある製品、消費者が製品を安全に使用するための予防的措置が必要な製品などで、事業者が回収、修理などを行うものについて、消費者への注意喚起等を含め、情報提供を行っています。

ここでは、改正消費生活用製品安全法施行日（平成19年5月14日）以降のリコール情報、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令をした製品のリコール情報などを掲載しています。

このページに掲載するリコール情報については、原則として掲載時にtwitterでも情報発信します。twitterによるリコール情報の発信をご希望の方は、以下のバナーからフォローをお願いします。



twitterで最新情報をお届けします

製品、企業ごとの検索や、平成19年5月14日以前に開始されたリコールに関する情報は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページをご活用下さい。

リコール製品別情報

製品別	具体例
燃焼器具	ストーブ、給湯器、ふろがまなど
家庭用電気製品	リチウム電池使用製品、電気ストーブ、食器洗い機、空気清浄機類、温水便座類、ACアダプター、照明器具など
玩具・乳幼児用品	ベビーカー、玩具、子供服など
保健衛生具	電動車椅子、介護用ベッド、湯たんぽなど
台所・浴室用品	IH調理器・電気こもろ、圧力鍋など
家具・住宅用品	椅子、時計、農機具など
乗物・乗物用品	自転車、幼児用座席など
身のまわり品	歯ブラシ・びんなど
レジャー用品	運動用具・アウトドア、楽器など
繊維製品	衣類・靴など

日付順リコール製品情報

赤字で記載されている製品は重大製品事故を契機としたリコール製品
(重大製品事故に関する調査の過程で判明した事由に基づきリコールを行った製品を含む)

★印は、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令をした製品 ★①、★②、★③

リコール日	リコール製品名 (詳細は、製品名をクリックしてください)	リコール実施事業者名
2021年1月26日	電動アシスト自転車用バッテリー	ヤマハ発動機株式会社 ブリヂストンサイクル株式会社 株式会社丸石サイクル
2021年1月25日	コードリール	株式会社畑屋製作所
2021年1月19日	珪藻土トレイ	エイベクト株式会社
2021年1月6日	衣類(トレーニングウェア)	株式会社ドーム

消費生活用製品安全法に基づき危害防止命令をした製品のリコール情報などは、経済産業省のリコール情報HPに掲載されています。

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

都内のLPガス事故について

○都内LPガス事故（高圧ガス保安法に分類される事故。2020年）

1	令和2年3月 分類：引張事故	LPガススタンドにて、ガス充てん後、ノズルを抜くのを忘れたまま運転手に伝票と鍵を渡したため、車両が発進し、車両の充てん口が損傷した。
2	令和2年4月 分類：引張事故	LPガススタンド、ガス充てん後、ノズルを抜くのを忘れたまま運転手に伝票と鍵を渡したため、車両が発進した。
3	令和2年7月 分類：引張事故	LPガススタンド、ガス充てん後、ノズルを抜くのを忘れたまま運転手に伝票と鍵を渡したため、車両が発進した。
4	令和2年7月 分類：容器転落	LPガスボンベ運搬中、荷台側面のあおりが外れた。ボンベの固定が不十分だったため、ボンベが車外へ落下。
5	令和2年8月 分類：容器転落	LPガスボンベ運搬中、荷台側面のあおりが外れた。ボンベの固定が不十分だったため、ボンベが車外へ落下。

○ ガスボンベ運搬時の固定を徹底してください。

都内のLPガス事故について

○その他のガス種も含む事故状況

	2020年	2019年	2018年
フロン	23	31	71
LPガス	18	19	13
水素ガス	3	0	0
CNG	0	2	1
酸素・アセチレン	0	0	1
アンモニア	0	0	2
その他	3 (空気、フロン、二酸化炭素)	3 (ヘリウム、酸素、窒素)	3 (ヘリウム、窒素、LNG)

都内のLPガス事故について

○事故の発生種類別状況

	2020年	2019年	2018年
噴出・漏えい	39	44	80
喪失・盗難	1	3	3
火災	0	2	1
爆発	2	1	2
引張	3	3	3
破裂・破損	0	2	1
その他	2 (容器転落)	0	1 (CO中毒)

都内のLPガス事故について

○ガス種と発生状況（2020年）

ガス／事故の種類	噴出・漏えい	喪失・盗難	火災	爆発	引張	破裂・破損	その他	合計
フロン	23	0	0	0	0	0	0	23
LPガス	10	1	0	2	3	0	2 容器転落	18
CNG	0	0	0	0	0	0	0	0
空気	1	0	0	0	0	0	0	1
水素	3	0	0	0	0	0	0	3
その他	2 二酸化炭素、ハロゲン	0	0	0	0	0	0	2
合計	39	1	0	2	3	0	2	47

東京都からのお知らせ

○届出関係

- ・ 販売事業・保安業務実施状況報告書の提出について

○注意喚起

- ・ 自然災害対策への取り組みについて
- ・ 緊急車両通行証の使い方

東京都からのお知らせ

○販売事業・保安業務実施状況報告書について

例年、東京都から様式を送付している「液化石油ガス販売事業・保安業務実績状況報告書」について、次年度以降はこちらから様式の送付をいたしません。

HPから様式をダウンロードし、郵送にてご提出をお願いします。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/gas/lpgas/notification.html>

液石法規則第132条「毎事業年度経過後三月以内に」とあるため、6月末までに到着するようお送りください。報告がない事業者様には、こちらから確認の連絡を入れさせていただきます。

<区部・島しょ部の事業者様>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎20階
東京都環境局環境改善部環境保安課 液化石油ガス担当

<多摩地域の事業者様>

〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3
東京都多摩環境事務所管理課 液化石油ガス担当

(記入例) (正) 様式1-①

令和2年度 液化石油ガス販売事業・保安業務実施状況報告書

東京都知事 殿

販売事業者名称 (株)東京商事

販売事業者登録番号 13A1234

保安機関認定番号 13A432IRA

販売事業者住所 新宿区西新宿2-8-1

代表者氏名 東京太郎

電話番号 03-5388-3545

- 販売所の名称及び所在地 西東京支店 世田谷区
- 事業年度 平成29年度 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
- 一般消費者等の数(工業用・農業用・空家を除く) 155 戸 (3月31日現在)
(うち、23区内 60 戸、多摩地域 40 戸、島しょ 戸、他県 55 戸)
注)内訳詳細は、「様式1-②」に記入。
- 保安業務の委託及び実施状況(保安業務資格者の数 人)

※保安業務を実施した戸数のうち、再調査数は()内、拒否数は【 】内、不在数は[]内に記載
※実施した周知のうち、電子メールは《 》内、ファイル記録は【 】内、記録媒体は[]内に記載

保安業務区分	保安業務を実施する者の名称	一般消費者等の戸数		29年度に保安業務を実施した一般消費者等の戸数	
		体積販売	質量販売	体積販売	質量販売
1 供給開始時点検・調査	自ら	150	5	10 ()	5 ()
2 容器交換時等供給設備点検	自ら 東京配送(株)	100 50		100	50
3 定期供給設備点検	自ら	150		50 []	[]
4 定期消費設備調査	自ら	150		50 () [] []	() [] []
5 周知	自ら	150		150《1》 [] []	《 》 [] []
6 緊急時対応	自ら 東京保安(株)	100 50		1	
7 緊急時連絡	東京保安(株)	50			

- 供給設備について
500kgを超える供給設備の数 〇か所(うち、平成31(令和元)年度新設数 〇か所)
バルクによる供給設備の数 〇か所(うち、平成31(令和元)年度新設数 〇か所)

6 保安業務に関する役員又は構成員の変更 〇(無)・有(い)ずれかに〇。有の場合には、変更内容を以下に記入。
()

東京都からのお知らせ

○自然災害対策への取り組みについて

・・・「災害に強いLPガス」の前提条件を整えるために

自然災害対策については、次期保安対策指針でも大きく扱われる見通しです。ハザードマップを確認し、危険の多い地域のボンベや貯槽については、流出・転倒対策をお願いします。

具体的には、

- ① 上半部 及び 下半部に、鎖またはベルトによりゆるみなく容器を固定する
- ② ガス放出防止型高圧ホースを使用する
- ③ 外壁の金具は、容器が浮上しても鎖またはベルトが外れにくいものを使用する



東京都からのお知らせ

○緊急通行車両証について

災害が発生した際、緊急通行車両証は、所轄等にて通行証に交換しないと使えませんので、ご注意ください。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/saigaisharyo.html#cmscyui>

1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を申請を行った局（庁）もしくは、最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けて下さい。

実際の通行証

【緊急通行車両等事前届出書】

別記様式 第291

地震防災 応急対策用
災害

緊急通行車両等事前届出書

令和 〇〇 日

東京都知事 殿

申請者 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 〇番 〇号
(電話) 03(5321)1111
氏名 東京都環境局環境改善部長

番号票に表示されている番号

車両の用途
(緊急輸送を行う車両にあつては、運転人員又は品名)

住所
使用 者 氏名

出 発 地

(注) この届出書は作成のうえ、都交通局、都水道局、都下水道局及び東京消防庁が所管又は使用する車両についてはそれぞれの届(庁)に、その他の車両については都財務局に提出して下さい。

別記様式 第292

地震防災 応急対策用
災害

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

令和 〇〇 日

東京都知事

備 考

(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を申請を行った局(庁)もしくは、最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。
2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し、再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき

